## 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案」に寄せられた御意見

| 意見提<br>出者 | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方   | 命令等<br>への反<br>映の有<br>無 |
|-----------|---|--|------------------------|
| (個人)      | 受付締切日時の「2024年4月3日0時0分」は「2024年4月4日0時0分」の誤記ではないか? 意見募集期間は4月3日までであるから。   | お見込みのとおりですので、修正いたしました。   | なし                     |
| (匿名)      | 海外在住の個人番号又は基礎年金番号を有しない組合員もいるため、5日以内に提出することは不可能である。また、事故や出産など5日以内に提出できない事情もあり得るため、5日以内に提出することは不可能である。更に、住所及び振り仮名は本来不要であり、また、入職と伴い転居することも多いため、届出の記載内容は必ずしも照会時点の住民票の住所と一致しない。そもそも、J-LISに照会できなくても資格情報の登録が可能であるため、住所及び振り仮名は任意とすべきである。  | やむを得ない事情により、5日以内の提出が困難な場合には、可能な限り早期に提出いただくこととなります。<br>住所及び振り仮名については、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りを防止し、正確な資格情報の登録を行うため、記載いただくようお願いします。  | なし                     |
| (匿名)      | 組合員資格取得及び被扶養者の認定において5日以内に届出を求めて登録を行うことにより、一時的な業務量増加等に伴い情報を整備する時間が厳しく制限され、誤ったマイナンバーと紐付けしてしまう危険が高まるのではないか。 また、内定によって先に審査登録を進めた場合であっても、実際に資格取得直前に氏名住所の変更等が行われることにより、中間サーバーへの登録に問題が生じ、かえって登録に時間を要することも考えられるのではないか。 さらに、被扶養者の認定については、離職を理由として被扶養者申告する方の以前の健康保険の資格喪失証明書や離職票など、取得に時間を要するものを必要書類としているケースも多くある。その場合は事前審査を行なっても認定処理を進めることができないので、必要者類の到着次第速やかに処理を行うという認識で良いか。 なお、出生の子に関しては、そもそも生まれてから14日以内に届出を行うこととされているため、5日以内の届出は不可能であると思われるが、どのように処理すべきと考えているのか。 | 採用日等から速やかに、組合員資格取得届書等が不備なく提出されるよう、内定等により組合員又はその者の被扶養者となることが確実に見込まれる者に係る組合員資格取得届書等について、その提出前に、組合が所属機関から事前点検の依頼を受けたときは、組合においてその内容を点検するとともに、予定されている採用日等から速やかに提出できるよう、点検結果に応じて必要な準備を求めることとしております。<br>事前点検時の内容と採用日等時の内容が異なるなど、書類の不備等により返戻等の対応が生じた場合には、できる限り速やかな対応を求めることとなります。<br>被扶養者の認定にあたっても、被扶養者申告書等の提出期限は事実発生日から5日以内となるため、期限に間に合うよう必要書類のご準備をしていただくこととなります。<br>なお、やむを得ない事情により、5日以内の提出が困難な場合には、可能な限り早期に提出いただくこととなります。 | なし                     |